広島地方検察庁	3
山口地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
鳥取地方検察庁	1
松江地方検察庁	1
福岡地方検察庁	4
佐賀地方検察庁	1
長崎地方検察庁	1
大分地方検察庁	1
熊本地方検察庁	1
鹿児島地方検察庁	1
宮崎地方検察庁	1
那覇地方検察庁	1
仙台地方検察庁	2
福島地方検察庁	1
山形地方検察庁	1
盛岡地方検察庁	1
秋田地方検察庁	1
青森地方検察庁	1
札幌地方検察庁	3
函館地方検察庁	1
旭川地方検察庁	1
釧路地方検察庁	1
高松地方検察庁	1
徳島地方検察庁	1
高知地方検察庁	1
松山地方検察庁	1

広島地方検察庁	3
山口地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	4
佐賀地方検察庁	1
長崎地方検察庁	1
大分地方検察庁	1
熊本地方検察庁	1
鹿児島地方検察庁	1
宮崎地方検察庁	1
那覇地方検察庁	1
仙台地方検察庁	2
福島地方検察庁	1
山形地方検察庁	1
青森地方検察庁	1
札幌地方検察庁	3
釧路地方検察庁	1
高松地方検察庁	1
徳島地方検察庁	1
松山地方検察庁	1

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

出入国在留管理庁訓令第１号

地方出入国在留管理局長
地方出入国在留管理局支局長
地方出入国在留管理局出張所長
地方出入国在留管理局支局出張所長

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和５年３月30日

出入国在留管理庁長官　**菊**池　　浩
（公印省略）